

由利本荘市農地賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。

この情報は、農地法第52条に基づき毎年公表するものです。

令和6年1月

由利本荘市農業委員会

(10a 当たり)

農地別・地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
水 田	本 荘	8,300 円	20,000 円	3,000 円	599 筆
	矢 島	9,800 円	21,200 円	4,000 円	249 筆
	岩 城	7,200 円	12,000 円	3,000 円	136 筆
	由 利	8,100 円	15,900 円	4,000 円	441 筆
	大 内	7,700 円	15,900 円	3,000 円	232 筆
	東 由 利	8,200 円	15,000 円	3,000 円	479 筆
	西 目	11,200 円	13,000 円	8,800 円	120 筆
	鳥 海	5,900 円	10,600 円	3,000 円	320 筆
畑 地	市 全 体	5,000 円	15,000 円	1,000 円	44 筆

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 物納契約の場合は、10,580円/60kg(JA令和5年産ひとめぼれ1等米の概算払金額)で換算しています。

※ 農地の貸し借りをを行う場合は、賃借料情報を目安とし、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。

※ 契約期間の途中であっても、農地法第20条第1項の規定により、双方が合意した場合は賃借料を変更することができます。